

第 2 章 監 査

○海部地区水防事務組合監査委員に関する条例

昭和 48 年 5 月 2 日
条例第 3 号

改正 昭和 50 年 10 月 14 日条例第 4 号
平成 3 年 10 月 17 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(監査の着手)

第 3 条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があったときは、60 日以内に監査に着手しなければならない。

(請願の着手)

第 4 条 監査委員は、法第 125 条の規定により議会からの請願の送付を受けたときは、60 日以内に着手しなければならない。

(定例監査)

第 5 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項に規定する監査を行うときは、あらかじめその期日の 10 日前までに、その旨を管理者に通知しなければならない。

(随時監査)

第 6 条 監査委員は、法第 199 条第 2 項、第 5 項又は第 7 項に規定する監査を行おうとするときは、あらかじめその期日の 10 日前までに、その旨を管理者又は関係のある者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(例月出納検査)

第 7 条 法第 235 条の 2 第 1 項に規定する例日は、10 日とする。ただし、休日その他やむを得ない理由のあるときは、これを変更することができる。

(決算、証書類等の審査)

第 8 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項の規定により決算、証書類、歳入歳出決算

事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査に付せられたときは、60日以内に意見をつけて管理者に回付しなければならない。

(公表)

第9条 監査委員の行う公表は、海部地区水防事務組合公告式条例（昭和48年組合同令第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(その他)

第10条 この条例に規定するもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月14日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年10月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。